

# 金沢市千坂地区社会福祉協議会会則

## (名 称)

第1条 この会は金沢市千坂地区社会福祉協議会とする。

## (事務所所在地)

第2条 この会の事務所を金沢市千木1丁目119番地、千坂公民館内におく。

## (目 的)

第3条 この会は会員相互の協力によって千坂地区（町会連合会地域に同じ）における社会福祉の増進を図ることを目的とする。

## (事 業)

第4条 この会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 社会福祉に関する問題の調査並びに対策の研究
- (2) 社会福祉事業に関する計画並びに実施
- (3) 社会福祉事業に関する意見の発表、交換並びに具申勧告
- (4) 共同募金の実施
- (5) 社会福祉事業に関する啓発宣伝
- (6) 金沢市並びに金沢市社会福祉協議会が行う事業に協力
- (7) その他目的達成に必用な事業

## (構 成)

第5条 この会は千坂地区にある社会福祉事業に奉仕するもの及び関心を有する団体または個人をもって、次に掲げるもので構成する。

- (1) 民生委員(児童委員)等社会福祉奉仕者
- (2) 地区各町会長
- (3) 社会福祉事業に関係ある団体の代表
- (4) 公私福祉事業施設団体の代表
- (5) その他社会福祉事業に関心を有するもの

## (役員の種類及び数)

第6条 この会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 会 計 1名
- (6) 会計監査 2名

## (役員を選任)

第7条 役員はすべて地区住民の中から総会において選任する。  
会長、副会長、会計は常任理事とする

## (役員職務権限)

第8条 役員はすべて名誉職とする。

2. 会長は、会を代表し会務を統轄する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会長の指名した副会長がその職務を代行する。
4. 常任理事は会の事業その他緊急を要する事項を審議する。
5. 理事は会の運営及び事業の審議にあたる。
6. 会計は予、決算を司り、会計事務を執行する。
7. 監事は会計並びに事業執行の状況を監査する。

## (役員任期及び補充)

第9条 役員の任期は1年とする。

2. 補充により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

(常任顧問及び顧問)

第10条 この会に常任顧問及び顧問をおくことができる。

2. 常任顧問及び顧問は常任理事会の推薦により会長が委嘱する。

3. 常任顧問及び顧問は重要な事項につき諮問にこたえる。

(会議)

第11条 会議は総会及び常任理事会とする。

(会議の開催)

第12条 常任理事会は会長が招集し議長となる。必要に応じ随時に開く。

2. 総会は毎年1回および必要に応じ随時に開く。

(総会の権限)

第13条 次の事項は総会の議決を要する。

2. 役員の選任

3. 予算及び事業計画

4. 決算

5. 会則の変更

6. その他常任理事会が必要と認めた事項

(常任理事会の権限)

第14条 常任理事会は会の事業運営その他重要事項を審議する。

(行事、事業の執行)

第15条 議決事項を役員並びに住民の協力得て民生委員が執行にあたる。

(部会、委員会の設置)

第16条 この会第4条の事業を運営するため必要な部会及び委員会を設けることができる。

(事務局)

第17条 この会の会務を処理するため事務局長及び職員をおく。事務局長及び職員は会長が任免する。

(経費)

第18条 この会の経費は、会費、補助金、共同募金配分金及び寄付金等をもって充てる。

(予算の編成)

第19条 この会の収入及び支出はすべて予算に編成するものとし、常任理事会がその案を作成する。

(会計年度)

第20条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付 記

1. この会則の施行に必要な細則は常任理事会の議決を経て会長が定める。

2. この会則は昭和59年4月1日から実施する。

平成元年4月23日一部改正

平成17年5月20日一部改正

平成24年5月9日一部改正